

平成 31 年度技能五輪全国大会出場支援事業助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、技能五輪全国大会に愛知県代表選手が出場することに要する経費に対し、あいち技能五輪・アビリンピック推進協議会長（以下「推進協議会長」という。）が予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、愛知県内に事業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する企業）、学校等（学校教育法及び職業能力開発促進法に基づき設置された施設）、競技職種関係団体等とする。

(助成対象経費及び助成金額)

第 3 条 助成対象経費は、「第 57 回技能五輪全国大会」の開催に関し、中央職業能力開発協会が定める大会参加費及び職種別負担金とする。

2 助成金額は、本県選手の出場に際して助成対象者が負担する前項の大会参加費及び職種別負担金の合計金額とする。

(交付の申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、出場支援事業助成金交付申請書（様式第 1 号）を平成 31（2019）年 11 月 8 日（金）までに、選手の所属する組織の長から推進協議会長あてに提出しなければならない。

(交付の決定)

第 5 条 推進協議会長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは交付決定を行い、交付決定額を出場支援事業助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第 6 条 助成金の交付には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ推進協議会長の承認を受けなければならない。
- (2) 助成金に係る領収書等関係書類は、助成金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(中止等の承認申請)

第 7 条 前条に基づき事業を中止又は廃止しようとする場合は、出場支援事業助成金中止(廃止)承認申請書（様式第 3 号）を推進協議会長に提出し、承認を受けなければならない。

(助成金額の変更)

第 8 条 交付決定後に助成金額の変更をしようとする場合、交付決定を受けた者は出場支援事業助成金変更交付申請書（様式第 4 号）を推進協議会長に提出し、変更申請を行わなければならない。

2 推進協議会長は、前項の規定により助成金の変更交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、出場支援事業助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により助成金を受けようとする者に通知しなければならない。

(実績報告等)

第9条 申請者は、平成31(2019)年12月27日(金)までに、出場支援事業助成金実績報告書(様式第5号)及び出場支援事業助成金請求書(様式第6号)を推進協議会長に提出しなければならない。

(支払い)

第10条 推進協議会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査を行い、内容が適正であると認めたときは、助成金を申請者に対し支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、推進協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。